

徳島県規則第二十号

徳島県ふぐの処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県ふぐの処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県ふぐの処理等に関する条例施行規則（平成二十五年徳島県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第二号を次のように改める。

二 視力若しくは精神の機能の障害又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書

第十二条の次に次の一条を加える。

（心身の故障により食用のふぐの処理を適正に行うことができない者）

第十二条の二 条例第九条第三号の規則で定める者は、精神の機能の障害により食用のふぐの処理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

様式第一号備考4中「成年被後見人でないことを証する書類」を「視力若しくは精神の機能の障害又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書」に改める。

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。